

「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の改正（新規制定）について

令和 2 年 7 月
産業保安グループ
製品安全課

1. 背景

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）において、液化石油ガス器具等を製造、輸入する場合は、技術上の基準に適合することとしており、技術上の基準については液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 4 3 年通商産業省令第 2 3 号。以下「技術基準省令」という。）で規定している。

現在、技術基準省令については、液化石油ガス器具等が満たすべき安全性能を明確化した性能規定となっており、技術基準省令における規定の例示基準として、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」（平成 3 0 年 5 月 3 1 日付け 2 0 1 8 0 5 2 2 保局第 3 号。以下「通達」という。）に示されている。

近年、通信インフラ等の整備により、通信回線等による遠隔操作を利用した液化石油ガス器具等が各社から販売されてきているが、液化石油ガス器具等の遠隔操作に係る技術基準が整備されていないため、各社独自の基準で製品を製造・販売しており、製品安全の観点から統一的な基準の策定を行うため、通達の改正を行う。

併せて、通達で引用している J I S 規格については、最新のものに更新を行う。

2. 改正事項

通達を一部改正し、液化石油ガス用瞬間湯沸器等の液化石油ガス器具等について、遠隔操作に係る技術基準を整備し、通達の中に例示基準を追加する。

遠隔操作に係る技術基準については、すでに電気用品安全法では整備されており、これに準じて、一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A）内の委員会（委員は製造事業者・消費者団体等から選出）で検討した。この検討内容に加え、液化石油ガス器具等の特性等を踏まえて、消火操作等も含めた技術基準を策定した。

各対象品目に応じて、以下の方針で基準を策定した。

対象品目	型式等	規定内容
・カートリッジガスこんろ	—	禁止
・液化石油ガス用瞬間湯沸器	自然給排気式・開放式	禁止
・液化石油ガス用バーナー付ふろがま ・ふろがま ・液化石油ガス用ふろバーナー	その他	リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがない

		ものは、操作可能（※）
・ 液化石油ガス用ストーブ	自然給排気式・開放式 （放射式のみ）（送風機 を有するものを除く）	禁止
	その他	操作可能（※）
・ 液化石油ガス用ガス栓	—	禁止
・ 調整器	—	操作するものがないため、 規定しない
・ 一般ガスこんろ	点火操作	禁止
	消火操作・火力調整（遠 隔操作される機器の近 くにいる人による操作 を除く）	禁止（使用者がガス用品か ら離れた位置情報等を検 知し自動的に消火する等 機能を備えたものを除く）
・ 液化石油ガス用継手金具付 高圧ホース	—	操作するものがないため、 規定しない
・ 液化石油ガス用ガス漏れ警 報器	（ガス漏れ警報機能）	禁止
・ 液化石油ガス用継手金具付 低圧ホース	—	操作するものがないため、 規定しない
・ 液化石油ガス用対震自動ガ ス遮断器	復帰安全機構を有する ものを除く	禁止

さらに、通達の中で引用されている J I S 規格が古いものを引用しているため、最新の J I S 規格に合わせて更新した。

引用されている J I S のうち最新の J I S 規格に更新したものは、以下のとおり。その他、すでに引用されている J I S が最新のものは、「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更した。

- ・ S 2 1 4 7 2 0 0 9 → 2 0 1 7
- ・ K 6 2 5 1 2 0 1 0 → 2 0 1 7
- ・ K 6 2 5 7 2 0 1 0 → 2 0 1 7
- ・ Z 2 3 7 1 2 0 0 0 → 2 0 1 5
- ・ S 2 0 9 3 2 0 1 0 → 2 0 1 9
- ・ S 2 1 2 0 2 0 0 0 → 2 0 1 9
- ・ B 2 3 0 1 2 0 0 4 → 2 0 1 3
- ・ B 8 2 3 8 1 9 9 4 → 2 0 1 2
- ・ B 2 2 2 0 2 0 0 4 → 2 0 1 2
- ・ B 2 2 3 9 2 0 0 4 → 2 0 1 3
- ・ C 9 7 3 0—1 2 0 1 0 → 2 0 1 9
- ・ K 6 3 4 7—1 (2 0 0 3) → B 8 2 6 2 (2 0 1 9)
- ・ C 6 5 7 5—2 2 0 0 5 → 2 0 1 6
- ・ S 2 1 0 9 2 0 1 1 → 2 0 1 9
- ・ S 2 1 0 3 2 0 1 0 → 2 0 1 9

- ・ S 2 1 2 2 2 0 1 0 → 2 0 1 9
- ・ C 1 5 0 9 - 1 2 0 0 5 → 2 0 1 7
- ・ K 6 2 5 8 2 0 1 0 → 2 0 1 6

なお、現行の通達については廃止することとし、新規に制定する。

3. 今後のスケジュール

令和2年7月8日施行。

なお、施行日から令和2年12月31日までは、従前の例によることができることとする。